

健康保険協会・組合等連携保証

すこ
「健やか」

従業員の健康増進に
積極的に取り組む企業を
応援します！

保証料を
最大で
10%割引

平成31年4月に要件を緩和しました！
制度概要は裏面をご確認ください。

<主な改正内容>

- ①対象者に「日本健康会議」または「埼玉県」から認定を受けている中小企業者を追加しました。
- ②「直近の確定決算書上にて債務超過でないこと」の要件がなくなりました。
- ③取扱金融機関について、当協会と約定書を締結している全ての金融機関が対象となりました。

【制度概要】

詳細は当協会のホームページにてご確認ください。

埼玉県信用保証協会

検索

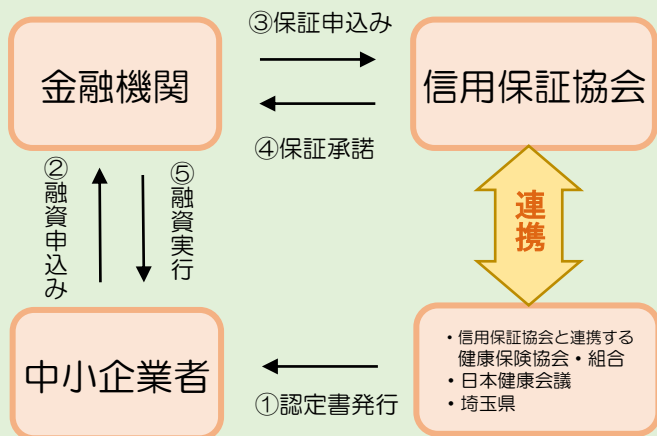
対象者	次のいずれかに該当する中小企業者 ・当協会と連携する健康保険協会・組合*から「従業員等の健康増進に積極的に取り組む企業」の認定を受けている。 ・日本健康会議から「健康経営優良法人」の認定を受けている。 ・埼玉県から「埼玉県健康経営実践事業所」の認定を受けている。									
保証限度額	2億8,000万円									
資金用途	運転資金・設備資金・運転設備資金（本制度を用いての借換は不可）									
保証期間	運 転 資 金：10年以内（据置6か月以内） 設 備 資 金：12年以内（据置12か月以内） 運 転 設 備 資 金：12年以内（据置12か月以内）									
貸付利率	金融機関所定利率	返済方法	分割返済（一括返済は不可）							
担保	必要に応じ	保証人	原則として法人代表者のみ							
信用保証料率	(%)									
	保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	基準保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	本制度の保証料率	1.71	1.58	1.40	1.22	1.09	0.95	0.76	0.59	0.45
	※有担保割引有り（▲0.1%） ※保証料率区分9については、割引措置はありません。									
必要書類	信用保証協会所定の申込書類のほか、「当協会と連携する健康保険協会・組合*」、「日本健康会議」、「埼玉県」のいずれかが発行した認定書（写）が必要									

※本制度の取扱いが可能な当協会と連携している健康保険協会・組合（令和5年4月1日時点）

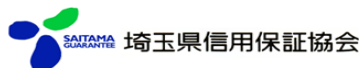
- ・全国健康保険協会埼玉支部
- ・川口工業健康保険組合
- ・東京金属事業健康保険組合
- ・埼玉県建設業健康保険組合
- ・埼玉機械工業健康保険組合
- ・全国土木建築国民健康保険組合
- ・埼玉県金属加工健康保険組合

なお、健康保険協会・組合によって認定書の発行要件が異なります。

【ご利用の流れ】



【お問い合わせ先】



さいたま営業部	保証一課	048-647-4721	川越支店	保証一・二課	049-249-1681
	保証二課	048-647-4722	春日部支店	保証課	048-731-7311
熊谷支店	保証課	048-521-5221			